

水稻 I P M 指針における化学農薬使用の考え方について（案）

1. 化学農薬の位置付けについて

- ・化学農薬については、適切かつ効果的・効率的な防除を実施する観点から必要であり、I P M のツールの一つとして位置付けることが適当。
- ・しかしながら、化学農薬による病害虫の薬剤抵抗性の発達等が持続性のある効率的防除の妨げとならないようにしつつ、環境負荷を軽減しながら病害虫及び雑草による被害を防止し、低コストでの安全・安心な農作物の安定生産に資する上では、化学農薬の使用は指針において重要な管理項目として位置付けるべきではないか。
- ・化学農薬の使用は、病害虫発生予察情報等により病害虫・雑草の発生状況及びその発生見込みを確認することにより、防除措置を講じなければ、病害虫等による経済的被害を生じるおそれがあり、かつ、他の防除手段との費用対効果、労力を総合的に検討した上で農薬使用又はその態様について判断すべきであるが、育苗段階、本田ごとに具体的に農薬使用又はその態様の判断に当たり考慮すべき点は以下の点としてはどうか。

（1）育苗段階までの化学農薬の使用について

- ・育苗箱施用を実施する場合には次の点を考慮して使用農薬を決定
当該地域での例年の病害虫の発生状況
病害虫防除所の病害虫情報（越冬量等）等

（2）本田での化学農薬の使用について

- ・十分な薬効が得られる範囲で最小の使用量となる最適な散布方法（注1）を検討した上での使用量・散布方法の決定
- ・薬剤抵抗性の有無（注2）に応じた薬剤の使用及び薬剤抵抗性発達の回避のための使用農薬の決定

2. 化学農薬の使用にあたって人の健康に対するリスクと環境負荷を低減するための措置について

さらに、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減する観点から、以下の取組みも考慮すべき点としてはどうか。

- ・種子消毒に化学農薬を使用する場合には、環境負荷の一因となる廃液が出にくい方法又は適切な廃液処理法の採用
- ・止水期間の定められている農薬を使用する場合には、農薬毎に定められている止水期間中、落水・かけ流しは行わないことに加え、適切な水深管理やけい畔管理

- ・当該病害虫に効果のある複数の農薬がある場合には、環境負荷がより少ない製剤及び使用方法の選択
- ・適切な飛散防止措置（注3）の確保

注1：推奨できる局所的散布方法としては、カメムシ類の防除における額縁散布や病害虫の発生状況に応じた農薬のスポット散布が、全面散布方法としては液剤の少量散布等が考えられるのではないかと。また、慣行的な全面散布方法であっても、病害虫の発生状況に応じ散布量を節減できる場合は、これを積極的に考慮すべきではないかと。

注2：薬剤抵抗性の発達状況については、各都道府県の病害虫防除所等で情報は把握しているものと考えられ、各都道府県の状況に応じ、各都道府県が策定するIPM指標の中で対象農薬の設定は可能と考えてよいのではないかと。

注3：適切な飛散（ドリフト）防止措置については、散布方法別に指針の中で示すこととし、今後検討する。なお、飛散防止措置が必要となる散布形態としては、粉剤（DL粉剤を除く。）及び液剤（液状で散布するもの。）と考えてよいかと。